

『国民安全保障国家論』（船橋洋一） 国家主義を超えられるか

2023年12月25日三上治

(1)

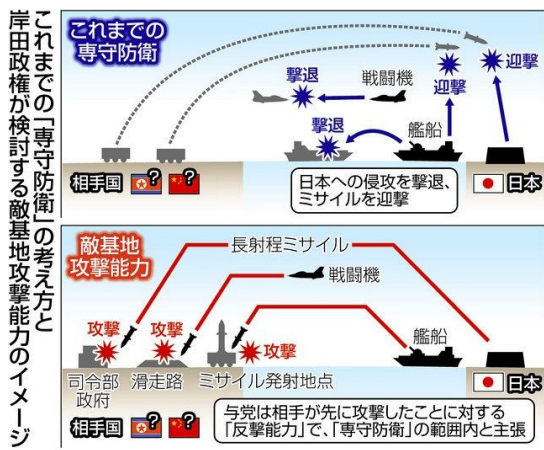
効力の疑われる「被害者救済新法」だが成立した。法案なんてこんなものだろうと思うが、野党にもっと頑張れといたい。統一教会との関係を疑われての元首相に対する銃撃事件から出てきたのが、統一教会問題だった。統一教会の靈感商法などの悪徳行為が安倍派を中心とする自民党によって政治的にガードされてきたことがその問題の一つだった。もう一つの問題は安倍を含む安倍派と統一教会との政治的関係（政治政策や政治理念の関係）だった。家族問題、防衛問題（憲法問題）、原発問題などでの統一教会の政策が安倍派へ浸透していたことだ。これが暴かれ、この政治的な闇が明るみになることを多くの人が期待したがそれはなされなかった。岸田首相はそれを恐れ、安倍と統一教会の関係の調査を拒んでいた。解明を隠蔽してきた。

野党もそれを追及できなかった、細田衆院議長がこの件について沈黙を決めたのに、彼を議長にした審議が続いたことがそれを象徴している。統一教会問題で追い詰められ、綱渡りの国会審議に終始して印象の強い岸田政権であるが、背後で極めて反動的な政策が展開されようとしている。

一つは原発回帰という原発政策の転換である。もう一つは防衛政策の転換である。防衛政策の転換とは「敵基地攻撃能力の保有」であり、防衛予算の泥縄的な増額である。より具体的に言えば安保3文書の改訂である。これに対して朝日新聞は「戦後日本の安保政策の転換」と論じている。また、東京新聞は「専守防衛の形骸化」としてきしている。これは大きな見出しであるが、そのものの指摘である。この原発政策と防衛政策の転換は政府の独断で進められようとしている。これも朝日新聞では「熟議・説明なし 将来の悔恨」と評しているが間違いのないところだ。一体、国防とは何かということが提起され、論じられないで、軍備を含めた軍の拡大が進められている。それも政府の独断と先走りで。そして、僕らの側でこれに対抗する論理も思想も不足している。このままだと議論ひとつ作れないでことを進めさせてしまいかねない状態を出現させている。

『国民安全保障国家論』はこの領域に踏み込んだ論考である。危機における国家のありかたを含めて論じている著作だが、政府の動きを見ていて考えるヒントともいえるべきものが散見できる。政府の防衛政策の転換をとらえる素材を提示してくれている。僕の考えとは異なるところもあるが、議論の素材はみいだせる。

防衛問題のみならず有事（広い意味で危機、例えば福島原発事故やコロナ感染も含め）における政府の対応力（国家の対応力）の問題を論じているのがこの本だが、著者の安全保障概念はいわゆる軍事的なものからの安全保障だけでなく、原発事故やコロナ感染といったものから安全保障ということまで含む幅広いものだ。これはなかなか興味深い。というのは、安倍元首相は国防的な意味での安全保障については積極的だったが、原発問題やコロナ問題では対応できずにあったからだ。安倍は病気で政権から退いたことになっているが、コロナ感染の問題に対応できずに政権から逃げただけだからである。危機における危機管理、そこでの政府（国家）の役割を論じているのが、『国民安全保障国家論』だが、僕は岸田が防衛政策の転換の前にせめてこの程度の実地安全保障論を提示したらと思えた。この本はウクライナ事件以前から、とりわけ福島原発事故やコロナ感染の発生時から国民安全保障ということ論じているが、ウクライナ戦争の影響は大きい。当然ながら、国防論的意味での安全保障論においてである。



(2)

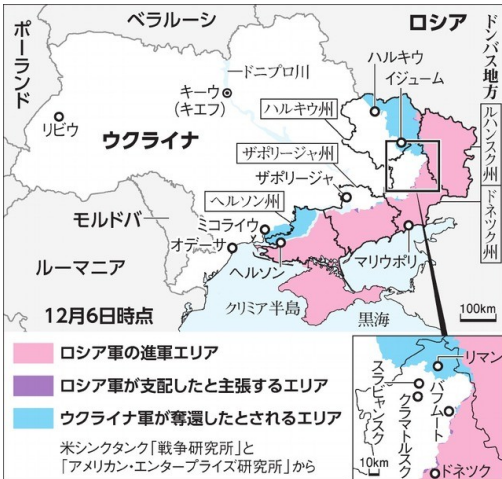
防衛論という意味での安全保障論は戦後、延々と論じられてきたことであり、それが戦争にどう対応するか議論であったことは論を待たない。ウクライナ戦争がその検討を深める契機になったことは確かだ。ただ、実際ところはこの議論あまり進展も展開もされずに、政府だけが独走して防衛政策の転換へ進もうとしているのが現状である。「敵基地攻撃能力の保有」という議論はウクライナ戦争以前からあったことは間違いがないが、ウクライナ戦争がそれを加速させたことはたしかである。著者はいう。「日本にとってウクライナ戦争は、朝鮮戦争と湾岸戦争に次ぐ、そしてそれを上回る国家安全保障上の危機である。コロナ危機で米中対立が激化し、ウクライナ戦争で米国ブロックと中国・ロシアブロックの対立へ拡大する兆候が見える。それは日本の安全保障と経済安全保障の双方に甚大な影響を及ぼすことになるだろう」（5ページ）。

安全保障上の危機という言葉は曖昧だが、これまで支配的だった安全保障概念や体制に疑念が生まれたという意味なら、これは分かる。ウクライナ戦争は僕らに多くの衝撃を与えた。その一つは戦後の戦争の枠組み、大国が主体となって戦争を始めることはないだろうという意識を破ったことがある。核兵器の存在と相互抑止、歴史的な戦争への反省が大国主体で戦争をはじめることではないだろうという意識もたらしていた。国際法的な侵略戦争の禁止規定や国連憲章の存在等も含めてこの戦争についての戦後的枠組とその意識は強かったのである。ロシアのウクライナ侵略は古典的な侵略戦争（帝国主義の戦争）であるが、こういう戦争はないだろうと思ってきたのだ。この意識は現在もそれなりにあるものだが、日本の憲法が主体的に戦争を放棄し、それが国肯として続いてきた背景には戦争に対するこ

うした意識があった。ウクライナ戦争がこの戦争観を揺さぶったことは疑いない。著者はそれを国家安全保障の危機という。著者には「一国平和主義」「絶対安全神話」「平時不作為」体制という戦後の安全保障の理念と体制への批判があるからだが、この理念と体制が危機になったという意味だろう。この背景にはパワーポリテクス（力の政治）が露呈してきたという認識がある。

「プーチンのウクライナ戦争が指し示す新たな世界はリアルポリティークのそれである。リアルポリティークとは、（忠略）、イデオロギー、理想、倫理ではなく、利害に従って権力を行使して行う政治のありかたである。国際関係においてパワーを重視し、あくまでも国益を追求する現実主義に基づいた外交・安全保障政策を志向する。」（14 ページ）。

プーチンのウクライナ侵攻がどういう考えでなされたのかは当初はなかなか分からなかったであるが、帝国主義的な大国主義であり、さらにいえば国家主義であり、国益を力で実現しようとするものであることが見えてきた。その意味ではここでいうリアルポリティークと言っている。力の政治における安全保障概念が彼を支配しているということだが、これは歴史的に克服された政治のありかたとされてきたが、それが復活したというか、生き延びてあることを示したのがプーチン戦争である。力の政治でもって世界の秩序を変更する（現状の変更）は禁じられてきたのに、それに逆らったのがプーチンの戦争である。これは古典的な侵略戦争の実態である。そうであれば、戦後の安全保障ということの検討を迫る。戦後の戦争は主権国家間の戦争は超国家的に上昇し、他方で地域間戦争下降し、主権国家間の力の政治（戦争）も変わったといわれてきたからだ。プーチンの政治はパワーポリテクスの存在を明るみに出したのなら、戦後の戦争が変わりつつあることであり、安全保障観もかわる。



(3)

ロシアのウクライナ戦争は僕らにいろいろのことを示している。プーチンの行動は上で述べたように、力の政治が生きており、そこから発生する戦争が簡単に行われるということだ。そして、意外なことにプーチン（ロシア）が簡単に勝利できるどころか、敗北というか苦戦を強いられているということがある。プーチンの誤算と言われることだが、力の支配ということがやすやすとは通用しない事態が生まれているのである。ウクライナの人々の抵抗が予想外の力を発揮し、ロシア

を追い詰めている事態がそこにある。ここには世界の支援ということもあるだろうが、ウクライナの人々の隷属を強いる軍事行為に対する闘いがここにはある。この問題について著者は次のように語っている。

「自分たちをみんなで守ることができない社会は生き残れない。自分の国を自分たちで守れない国は生き残れない。天は自ら助くるものを助く。明治開国の時代、日本の国民はそ

のような独立自尊の精神を学んだ。その精神を学び直す時である」（10～11ページ）。守るとは自衛することであり、助くというのはそういうことだろう。これは他国の侵略（軍事力で隷属を強いる行為）に抵抗し自衛することである。戦後の安全保障の理念では戦争を放棄しているが、侵略への抵抗（軍事的抵抗を含む）、つまり自衛は認めていき。ただ、ここでは二つのことが曖昧だった。一つは軍事的抵抗が曖昧であること。もう一つは国家との関係が曖昧であること。戦争放棄と侵略に対する抵抗（軍事を含む抵抗）の関係が明確ではなかった。一つは戦争放棄が自衛の戦争の放棄も含むものであり、侵略にたいする軍事的抵抗も放棄するものであるかのような論調があった。この議論は曖昧なまま推移し、その間隙を「専守防衛論」がうずめてきた。これが戦後の安全保障論（防衛論）を支配してきた。けれども、この専守防衛論は国家的な防衛論としては座りの悪いものであった。というのは歴史的な国家防衛論との関係が曖昧であったからだ。国家が自己防衛することは国民を守ることだという図式が疑われ、疑念がもたれ、それが否定されてきたことの総括（反省的な解決）がなかったからだ。さしあたってこれしかないかということで容認されてきたが、多分に曖昧さ含むものだった。僕は侵略にたいする自衛（抵抗）は当然のこととして考えてきた。国家論理としての戦争の放棄は前提としてきたから、この自衛（抵抗）は国家とどういう関係に立つか考えあぐねてきた。専守防衛論といっても、国家論理（旧来の戦争観にたつ論理）と戦争放棄を内包した論理の違いがあり、このこことにこだわってきた。

著者は他国から侵略に対して軍事的抵抗を含めて闘うこと、それを戦後の安全保障概念は曖昧にしてきてきたといたいようだ。つまりは戦争放棄が自衛の抵抗も放棄していたのではないかという疑念である。ここのところは明瞭に語ってはいないのだが、自らを助く、というのはそういう意味であると思う。この考えに対して僕には異論はない。僕の周辺の面々（概ね伝統的左翼の思考にあるものが多い）はウクライナの人々の抵抗をすんなり評価できない人が少なくない。今度の戦争はアメリカや NATO の仕掛けた戦争であり、代理戦争だという考えがあるためだと思う。古典的だが、明瞭なプーチン（ロシア）の侵略戦争だと見られないのだ。戦争とは資本主義が原因だという考えに囚われているためである。

著者は自ら助く、ということ、国を守る、社会を守るということに結びつける。そして、それを安全保障の概念と結びつけていく。ここは興味ところだが、僕には異論もあり、もう少し、検討して見たいところがある。



(4)

ロシアのウクライナ侵攻は僕らにいろいろのことを示している。一番大きなことはウクライナの人々の抵抗とその強さである。著者はそこを自ら助くものを助く、というメッセージとして受け取っているが、先でも述べたように異論はない。隷属を強いる軍事的な侵略に対して、自から闘うこと、しか、そこから解放（助けられる）ことはないということは明瞭である。ただ、このことは国を守るということに結びつくのか。そこは問題なのだ、侵略という軍事行為に対して、軍事的抵抗を持ってしか、それに対応できないことをウクライナの人々は示しているというの

はその通りある。それはウクライナの人が望んだ戦争ではなく、強いる隷属に抗し、自由のために戦っているというのは文字通りそのように理解していいと思う。独立自尊の闘いであると言っている。しかし、これは国家のために戦っていると簡単には結びつけてはいけないように思う。

ウクライナの人たちの抵抗は現在の形では国家を守る闘いと一体化してある。ロシアがウクライナの国家的支配を目指しているのだから、ウクライナ国家の防衛ということになるのは必然である。また、国家を指導体制として、それに統制を受けて闘っていることは確かである。そのの方が戦闘などで合理的であるためと思われる。だが、ウクライナの人々の自発的な抵抗の論理と、彼らにとって指導位置を占めている国家論理とは同じではない。抵抗の論理と国家的な戦争の論理とは同じではない。ここが重要なところだ。

ここは見えないことで、政治的想像力を働かすしかないが、裂け目というか、矛盾もあると推察される。これは今のところ、表面化していなくても、潜在的にはあるものだし、戦争が終結に向かえば出てくるものと思われる。ウクライナ軍にとってはこの対応（処理）はロシア軍に勝つことよりも難しいものになるのかもしれない。余計な心配であって欲しいことだが、僕が自己を守るという闘いと国を守るということの結び付けに疑念というか、留保を持っている理由である。

人々の安全と生命を守るという安全保障の概念はある。これが国家を守るという概念と結びついてときにどうなるかの歴史的経験を顧みれば、この安全保障の概念がどこに現実の着地点は持つかは未知の世界であると思う。力の政治が復活というか、依然としてそれが現実的な力を示して今、力（軍事的力）を備えることが安全保障だというわけにはいかない。力の行使という政治論理（戦争論）に力に対抗する政治論理は力（軍事力）を持つこと（備えること）が重要であり、それが安全保障でという考えを生む。これは力の論理に対して力の論理で対抗するということであり、力の論理が国家主義で支えられるのなら、対応の論理も国家主義になる。岸田が防衛政策を転換したことには、力の論理が現実化したときに、無意識もふくめて自己を国家主義の論理に転換させたことを意味する。戦後の戦争放棄を含む憲法は国家主義からの転換を宣言した。それならば
国家主義を放棄した国家論理は何か、それは可能かを問うにしても、その転換は明瞭だった。岸田はその転換を再び転換させたのだ。安倍がその先鞭を切ったにしても岸田はそれをより明瞭にしたのだ。民主主義は結局のところ、国家主義の否定を含むけれど、それを否定しきれないところを含む。これはアメリカ民主主義の矛盾であり。問題点でもある。

国家主義は国家意思を相手に押し付けるという力の論理（国家論理）を超えられるのか。そうではない。ウクライナの人々はやむなくやらされている戦争をやっているのであり、国家が主体として選んだ戦争をやっているのではない。自発的な抵抗（自衛）としてやっているのだ。その限りでは国家意思を主体とした国家主義の戦争ではない。やむなく、取らされ

ている力であってという限定を持ち続けられるのだろうか。僕はそこを注視している。ウクライナの人々の抵抗の行方を注意深く見守っている理由である。抵抗の論理が国家論理に回収されないで、抵抗の論理が国家論理を部分的なものにするか、注目している。この抵抗の論理と国家論理の関係は簡単にいかないところだ。国家論理に結び付けるのは歴史的に難破した道である。近代国家は国民の安全と生命を守ることと国家を守ることを結び付け、力の政治に対抗するため、力（軍事力を備える）道を取った。この歴史的な結末を僕らは見ている。同じ轍は踏ませられない。そこが安全保障のアポリアであっても、僕らはそこから逃げてはいけない。

「力の政治が幅を利かすリアルポリティークの時代が訪れようとしている。ただ、理不尽な攻撃に対して自から命がけで守る国と国民を同志国は連携して支援するし、攻撃された国の政府のよびかけに応じてその国の存立と主権を共有する普遍的価値を守るため、世界の市民も企業も参戦する姿を、私たちは目のあたりにしている。ウクライナの指導者と市民は、大切なことを教えてくれているのだ。世界は自らを助くるものをたすく。そういうことだと思う。国民安全保障国家は、そのように世界とともに作り上げていく戦略的営為であることも、今回、教えられたことではなかったか。」（11 ページ）。

美しい言葉である。国民安全保障国家というのは国民から自由を奪い隷属をしいる戦争に対する保障である。自衛の保障である。それは国民の自らの抵抗であり行動であり、その保障である。そこには国家主義的な戦争の論理を排していけるかという課題を抱えている。それは対抗的論理の側でどう内包できるか、ということで重要事としてある。その意味で戦争の放棄を戦略的営為とするほかない。ウクライナ戦争の中でも僕はその考えを手放せない。